

## 市第198号議案

### 横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

#### <改正理由及び概要>

地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され（平成23年4月1日施行）、仕事と生活の両立を図る観点から、一般職非常勤職員である再任用短時間勤務職員が育児休業を取得すること等が可能となります。

これらの法改正に対応するため、横浜市職員の育児休業等に関する条例について所要の改正を行います。

## 1 育児休業の取得対象拡大

### (1) 新たに育児休業をすることができる職員の範囲

[条例第2条]

	現行	改正後
対象職員	一般職常勤職員	同左
	—	一定の要件を満たす一般職非常勤職員 (本市では、再任用短時間勤務職員) ①引き続き在職した期間が1年以上の者 ②1年間の勤務日が121日以上のある者 等

### (2) 育児休業の期間

[条例第2条の2]

非常勤職員の育児休業の取得期間については、原則1歳到達日までの1年とします。

なお、子の養育状況により①②の場合については取得期間の延長を可能とします。

延長要件	期間
①配偶者が子の1歳到達日以前に育児休業をしている場合	1歳2箇月に達する日
②1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、一定の要件を満たす場合（保育所に入所を希望しているが入所できない場合等）	1歳6箇月に達する日

## 2 部分休業の取得対象拡大

### (1) 新たに部分休業をすることができる職員の範囲

[条例第8条]

	現行	改正後
対象職員	一般職常勤職員	同左
	一般職非常勤職員 (再任用短時間勤務職員)	同左
	—	一定の要件を満たす一般職非常勤職員 ①引き続き在職した期間が1年以上の者 ②1年間の勤務日が121日以上、かつ、 1日の勤務時間が6時間15分以上である者等

### (2) 部分休業の取得期間

[条例第9条]

3歳に達するまでの子を養育するため、部分休業を取得する場合の時間を、1日当たり最長2時間の取得を可能とします。

## 3 施行期日

平成23年4月1日